

法人県民税

納める人

法人等の種類	税額
県内に事務所、事業所がある法人	均等割額 + 法人税割額
県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等がある法人	均等割額
法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で県内に事務所・事業所を有するもの	法人税割額

※法人でない社団または財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなします。

納める額

- 均等割（ながさき森林環境税を含みます）

法人等の資本金等の額の区分	年税額
50億円超	840,000円
10億円超 50億円以下	567,000円
1億円超 10億円以下	136,500円
1千万円超 1億円以下	52,500円
上記以外の法人等	21,000円

法人県民税（均等割）の超過課税について

長崎県では、平成19年度から「ながさき森林環境税」を導入しました。（11ページ「ながさき森林環境税ってどんなもの？」をご覧ください。）平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分について適用されます。

- 税額

法人等の資本金等の金額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超 50億円以下	27,000円
1億円超 10億円以下	6,500円
1千万円超 1億円以下	2,500円
上記以外の法人等	1,000円

- 法人税割

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{税率}$$

- 税率

法人税額	資本金額 1億円以下		資本金額 1億円超		相互会社		資本(出資)金額を有しない法人又は法第24条第6項で法人とみなされるもの	
	開始事業年度分 平成26年10月1日以後	令和元年10月1日以後	開始事業年度分 平成26年10月1日以後	令和元年10月1日以後	開始事業年度分 平成26年10月1日以後	令和元年10月1日以後	開始事業年度分 平成26年10月1日以後	令和元年10月1日以後
年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%	4.0%	1.8%	4.0%	1.8%	3.2%	1.0%
年1,000万円超の法人	4.0%	1.8%					4.0%	1.8%

(注)・清算所得（清算中の所得を含む）については、5.8%の税率の適用となります。ただし、平成22年10月1日以後に解散する法人には、清算所得の課税は廃止され通常の所得課税となりますので、上記の税率が適用されます。

法人県民税（法人税割）の超過課税について

長崎県では、交通体系や文化・スポーツ施設などの都市基盤の充実のため、一部の法人について法人税割の超過課税（3.2%→4.0%）（令和元年10月1日以後開始事業年度分からは1.0%→1.8%）を実施しています。

対象は昭和60年1月1日から令和9年12月31日までの間に終了する各事業年度分です。

ご理解とご協力をお願いします。

納める時期と方法

次の期日までに振興局税務部（課）に申告し、納めます。

申告の種類		申告と納税の期限
1	中間申告 (事業年度等が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人) ・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告	事業年度等開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2	確定申告	事業年度等終了の日から2か月以内
3 解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度等終了の日から2か月以内
	H22.9.30以前の解散 残余財産の一部を分配した場合の申告	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告（※1）	残余財産確定の日から1か月以内
	H22.10.1以後の解散 清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
4 県民税均等割申告 公共法人・公益法人などで収益事業を営まない場合の申告	残余財産が確定した場合の申告（※2）	残余財産確定の日から1か月以内
		4月30日

(※1, 2) 残余財産が確定した日から1か月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その前日までに申告し納めます。

(注)・2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている場合は、従業者の数などによって都道府県ごとに法人税額又は個別帰属法人税額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

平成29年4月1日以降に延長申請する場合、以下のとおりとなります。（平成29年度税制改正）

・ 定款、寄付行為、規則、その他これらに準ずるもの（定款等）の定め、又は特別の事情があることにより、事業年度終了から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合は、3月以内に申告納付することができます。

また、次の場合、それぞれに定める期間内に申告納付することができます。

1. 会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより3月以内に定時総会が招集されない常況にある場合は3月を超え6月を超えない範囲内の月数の期間内（最大4月延長）
2. 特別の事情があることにより3月以内に定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合は、3月を超える月数の期間内

※ 延長の承認を受けたことについては、都道府県知事にその旨を届ける必要があります。

※ 延長した期間については延滞金を納めなければなりません。





なるほど! なっちゃん

電子申告を受け付けています

※令和5年10月より地方たばこ税・ゴルフ場利用税の電子申告等受付開始予定。

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税はインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）による電子申告及び各種届出書を受け付けています。どうぞご利用ください。

【利用方法】

●事前準備

①電子証明書の取得

→発行元（商業登記認証局、公的個人認証局、日本税理士会連合会電子認証局、特定の民間認証局など）が発行した電子証明書を準備する。

②eLTAX利用届出を行う

→eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）のPC desk（WEB版）から利用届出（新規）を行い、利用届IDを取得する。

③手続き完了通知を受け取る

→利用届出（新規）を提出した地方公共団体より手続き完了通知メールを受け取る。

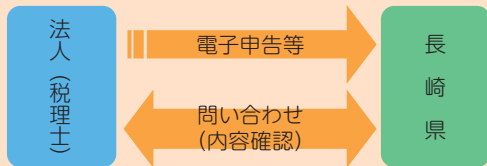
④eLTAX対応ソフトウェアを入手する

→PC deskなどのeLTAX対応ソフトウェアを入手し、インストールする。

⑤暗証番号を変更する

→eLTAX対応ソフトウェアからeLTAXへログインし、仮暗証番号を変更する。
（仮暗証番号には有効期限が設定されていますのでご注意ください。）

●eLTAXを使用し申告書等を提出する



電子申告のご利用はこちらから

eLTAX(エルタックス)ホームページ

Webで

エルタックス

検索

【お問い合わせ先】

地方税共同機構

○電話：0570-081459

（受付時間/9:00~17:00 土日祝、年末年始を除く）

○電子メール：eLTAXホームページの「お問い合わせ」の「お問い合わせフォーム」に問い合わせ事項等を入力してください。（24時間受付）

県民税利子割

納める人

利子等の支払を受ける個人が県内にある金融機関等の営業所などを通じて納めます。

（注）法人にかかる利子割については、平成28年1月1日以降廃止されました。

納める時期と方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等（特別徴収義務者）が、その額から県民税利子割を特別徴収（天引き）して、その翌月10日までに県に申告して納めます。私たちが実際に受け取る利子等は、税金を差し引いた後の額になります。

納める額

$$\text{税額} = \text{支払を受ける利子等の額} \times \text{税率}$$

● 支払を受ける利子等

①預貯金、公社債などの利子、②金融類似商品（定期預金、抵当証券、一時払養老（損害）保険など）の利息、差益など
※ただし、国債、地方債等の特定公社債等の利子割については、平成28年1月1日以降、利子割の課税対象から除かれ、配当割の課税対象となりました。

● 税率

5%。このほかに国の所得税及び復興特別所得税が15.315%かかります。ただし次の利子等は非課税です。

身体障害者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度にかかる利子等 ・小額預金制度（マル優） ・小額公債非課税制度（特別マル優）	} 元本それぞれ350万円以下
勤労者財産形成貯蓄の非課税制度にかかる利子等 ・財形住宅貯蓄 ・財形年金貯蓄	
非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等	
その他所得税法等において非課税とされる利子等	



なるほど! なっちゃん

市町への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%相当額は県内の各市町へ一定の基準により交付されます。令和4年度における市町への交付額の合計は約4千万円です。



個人事業税

納める人

県内に事務所・事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第三種事業に該当するもの以外）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (注)主として、自家労力を用いて行うもの(事業を行う者又は同居の親族の年間労働日数がその年における延労働日数の2分の1を超えるもの)には課税されません。
第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、 <u>あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業</u> 、 <u>獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業(銭湯)、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業</u>

納める額

$$\text{税額} = \left(\text{前年の所得金額} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率}$$

- 事業主控除額…290万円
ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額（1月に満たない端数があるときは1月とする）となります。
- 税率
第一種事業 … 5%
第二種事業 … 4%
第三種事業 … 5%
ただし、第三種事業のうち、下線の事業（あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業）は3%です。

(注)・所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
・青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も、原則として、所得税の場合と同じです。
・所得税の青色申告特別控除額は、個人事業税には適用されません。

納める時期と方法

- 納める時期
毎年8月15日から8月31日と11月15日から11月30日です。これらの日が土・日曜日等にあたる場合は、次の月曜日になります。ただし、年税額が1万円以下の場合は、8月に全額を納めます。
- 納める方法
県からお送りする納税通知書（納付書）で、銀行などの金融機関やコンビニエンスストア、モバイル決済又は最寄りの振興局税務部（課）などで納めます。
なお、便利な口座振替のご利用をおすすめしています。詳しくは、33ページの「なるほど！なっちゃん」をご覧ください。
- 申告
振興局税務部（課）に申告書を提出します。ただし、次の人は申告書を提出する必要はありません。
①所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
②収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

※個人事業税は、所得税確定申告における必要経費「租税公課」となります。

税務署への申告については、領収書等を添付する必要はありません。納税通知書及び口座振替により、納税された通帳を保管してください。

法人事業税

納める人

県内に事務所、事業所を設けて事業を営む法人が納めます。
 人格のない社団など（青年団、PTA、県人会など）は、収益事業又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引き受けを行う場合のみ納めます。
 また、個人で法人課税信託の引き受けを行う場合も納めます。

納める額

$$\text{税額} = \frac{\text{所得金額または収入金額}}{\text{収入金額}} \times \text{税率}$$

各事業年度の所得又は各計算期間の所得に対してかかります。
 （平成22年10月1日以降に解散した法人には、清算所得の課税は廃止され、解散後の各事業年度においても所得に対する課税が適用されず。）
 所得の計算は、原則として、法人税の場合と同様です。
 なお、外形標準課税により申告する法人は、付加価値額及び資本金等の額により計算した税額を合算します。
 税率は、下の「税率」のとおりです。

納める時期と方法

法人県民税と同じ期日までに振興局税務部（課）に申告して納めます。

- （注）・中間申告において、外形標準課税法人又は収入金課税法人は、法人県民税の申告納付の義務が無くても、事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の申告納付の必要があります。
 ・2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合は、従業者・事務所の数などによって都道府県ごとに所得金額等をあん分して計算した税額を申告して納めます。

平成29年4月1日以降に延長申請する場合、以下のとおりとなります。（平成29年度税制改正）

- ・定款、寄付行為、規則、その他これらに準ずるもの（定款等）の定め、又は特別の事情があることにより、事業年度終了から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合は、3月以内に申告納付することができます。
- また、次の場合、それぞれに定める期間内に申告納付することができます。
 1. 会計監査人を置いている場合で、かつ定款等の定めにより3月以内に定時総会が招集されない常況にある場合は3月を超え6月を超えない範囲内の月数の期間内（最大4月延長）
 2. 特別の事情があることにより3月以内に定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合は、3月を超える月数の期間内 ※延長された期間については延滞金を納めなければなりません。

税率

◆法人事業税 税率

事業の区分及び法人の種類		税率の区分(%)		H27.4.1	H28.4.1	H30.4.1	R1.4.1	R2.4.1	R4.4.1
				以後開始 事業年度分	以後開始 事業年度分	以後開始 事業年度分	以後開始 事業年度分	以後開始 事業年度分	以後開始 事業年度分
① ②、③ 及び④ 以外の 事業	ア 普通法人等(注)	所得割	年400万円以下の所得	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
			年400万円超年800万円以下の所得	5.1	5.1	5.1	5.3	5.3	5.3
			年800万円超の所得	6.7	6.7	6.7	7.0	7.0	7.0
			軽減税率不適用法人(注)	6.7	6.7	6.7	7.0	7.0	7.0
	イ 特別法人(注)	所得割	年400万円以下の所得	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
			年400万円超の所得	4.6	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9
			軽減税率不適用法人(注)	4.6	4.6	4.6	4.9	4.9	4.9
	ウ 資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 普通法人 【外形標準課税法人】	所得割	年400万円以下の所得	1.6	0.3	0.3	0.4	0.4	1.0
			年400万円超年800万円以下の所得	2.3	0.5	0.5	0.7	0.7	
			年800万円超の所得	3.1	0.7	0.7	1.0	1.0	
軽減税率不適用法人(注)			3.1	0.7	0.7	1.0	1.0		
付加価値割		0.72	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20		
資本割(清算中の法人を除く)	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
②	電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く)(注)、ガス供給業(注)、生命・損害保険業を行う法人	収入割	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	
③ 小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業(注)	ア及びイの法人	収入割	-	-	-	-	0.75	0.75	
		所得割					1.85	1.85	
	ウの法人	収入割					0.75	0.75	
		付加価値割					0.37	0.37	
		資本割(清算中の法人を除く)					0.15	0.15	
④ 特定ガス供給業(注)を行う法人	収入割	-	-	-	-	-	0.48		
	付加価値割						0.77		
	資本割(清算中の法人を除く)						0.32		

事業区分：①地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
 ②地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業
 ③地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

④地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業



(注) 普通法人等：収益事業を行う公益法人等、人格のない社団等は普通法人の税率を適用します。

特別法人：医療法人、協同組合等（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、信用金庫等）

軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人。なお、令和4年4月1日以後開始事業年度より上記税率表①ウの外形標準課税法人も該当します。

電気供給業：令和2年3月31日までに開始する事業年度の電気供給業を行う全ての法人は、収入割。
令和2年4月1日以後開始事業年度分より、小売電気事業等（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。））を行う法人及び発電事業等（同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。））を行う法人、令和4年4月1日以後終了事業年度分より、特定卸供給事業（同項第15号の3）を行う法人で、資本金1億円超の普通法人は収入割+付加価値割+資本割、資本金1億円以下の普通法人等は収入割+所得割。
上記以外の法人（一般送配電事業等）は、収入割。

ガス供給業：令和4年4月1日以後開始事業年度分より、導管ガス供給業（ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業）を行う法人は収入割。
特定ガス供給業（ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。））は、収入割+付加価値割+資本割。
上記以外の法人で、資本金1億円超の普通法人は所得割+付加価値割+資本割、資本金1億円以下の普通法人等は所得割。

◆特別法人事業税について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人の事業税の税率が改正され、特別法人事業税が創設されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて申告納付となります。

課税標準の区分	法人の種類	税率 (%)		
		R1.10.1以後 開始事業年度分	R2.4.1以後 開始事業年度分	R4.4.1以後 開始事業年度分
法人事業税 所得割額	外形標準課税法人以外の普通法人等	37.0		
	特別法人	34.5		
	外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人)	260.0		
法人事業税 収入割額	下記以外の収入金額課税対象法人	30.0		
	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を行う法人	30.0	40.0	
	特定ガス供給業を行う法人	30.0		62.5